

日南市空き家活用促進事業費補助金交付要綱

令和6年11月29日

告示第147号

(目的及び趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の利活用の促進を目的として、日南市空き家・空き地情報バンク（以下、「空き家バンク」という。）に登録（宅地建物取引業者と媒介契約を締結した物件を含む。）している空き家等の売買又は賃貸借に関する契約が締結された場合に、空き家等の所有者等又は利用者等が行う家財道具等の処分に係る経費に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付に関し、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号）等に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 日南市空き家・空き地情報バンク制度要綱第4条の規定による空き家バンクに登録している空き家等をいい、日南市内の宅地建物取引業者と媒介契約を締結している場合も含む。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権を有する者又は当該空き家等の売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、当該空き家に関する斡旋及び仲介等を目的とした業務を行う者を除く。
- (3) 利用者等 空き家バンクを利用し、空き家等に売買又は賃貸で入居する者をいう。
- (4) 家財道具等 居住の用に供されていた家財道具等をいい、店舗併用住宅においては、店舗部分に供されていた家財道具等を除くものとする。

(補助対象者)

第3条 補助事業の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、空き家の家財道具等を処分（以下「家財道具等処分」という。）する所有者等又は利用者等であって、利用者等については、次の各号のいずれかに該当する個人とする。

- (1) 賃貸にて入居する場合は、当該空き家の家財道具等処分に際し所有者から同意を得ていること。
 - (2) 売買にて空き家等を購入し入居する場合は、空き家等を購入して1年を経過していないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、所有者等又は利用者等で、次の各号いずれかに該当する者は補助対象者としなない。
- (1) 居住地の自治体において市税等を滞納している者。
 - (2) 次条第1号又は第2号に規定する事業者に依頼することなく、自ら家財道具等処分を行った者。
 - (3) 三親等以内の親族間での売買又は賃貸であるとき。
 - (4) 当該補助対象物件に対し、この要綱による補助金、若しくはこの要綱による補助金以外

の類似の支援を受けているとき。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業区分に応じて定める者により行われるものとする。ただし、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了するものに限る。

- (1) 家財道具等の処分 日南市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者
- (2) 家屋内外の清掃等 日南市内に事務所又は事業所を有する者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる費用とする。

- (1) 空き家等の家財の処分に係る委託費用（ごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金、前条第1号に規定する業者に委託して処分する場合における委託費用など）
- (2) 空き家等又は空き家等の敷地内の清掃に係る委託費用（前条第2号に規定する業者に委託する場合）
- (3) 空き家等の敷地内の樹木伐採、草刈等の環境整備に係る委託費用（前条第2号に規定する業者に委託する場合）

(補助対象経費及び補助金の算定等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は、これを切り捨てる。）以内とする。ただし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付申請は、補助対象物件内の家財道具等処分を行う日よりも前に行わなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日南市空き家活用促進事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書(別記様式第2号)
- (2) 家財道具等処分に係る経費の見積額及びその内訳がわかるもの
- (3) 家財道具等処分前の写真
- (4) 申請者及び同一世帯員の市税の完納を証する書類
- (5) 申請者及び同一世帯員の住民票（市外に居住している場合）
- (6) 売買契約書の写し（売買契約の場合）
- (7) 賃貸契約書の写し（賃貸契約の場合）
- (8) 家財処分等実施同意書（別記様式第3号）（賃貸契約で利用者等が申請する場合）
- (9) 店舗併用住宅の場合は、居住面積が明らかになる平面図及び面積計算書

(10) 申請者の本人確認ができる書類（運転免許証、個人番号カード（表面）等）の写し

(11) その他市長が必要と認める書類

3 第2項に規定する申請は、申請者1人当たり1回及び空き家1戸当たり1回を限りとする。

（交付の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、日南市空き家活用促進事業費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）によりその旨を申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第9条 前条の規定により交付決定通知書の通知を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、家財道具等処分が完了した日から30日又は当該年度の年度末のいずれか早い日までに、日南市空き家活用促進事業費補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 家財道具等処分に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 家財道具等処分後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、日南市空き家活用促進事業費補助金交付額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。ただし、交付確定額は、第8条により通知した補助金の決定額を上回ることとはできない。

2 補助金の交付額確定に当たり、補助対象経費の減額があった場合は、減額になった補助対象経費をもって補助金額の算出を行う。

3 補助金交付決定者は、第1項の通知を受けた日から14日以内に、日南市空き家活用促進事業費補助金交付請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の請求があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、当該請求書を受理した日の翌日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（立入調査等）

第11条 市長は、日南市空き家活用促進事業費補助金の適切な実施等を確保するために必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、当該事業に関する報告を求め、当該者の承諾を得た上で職員による補助対象物件への立入調査を行うものとする。

（補助金の返還等）

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号に定める返還要件に該当したときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、補助金の全額若しくは一部の返還を請求するものとする。ただし、やむを得ない特別な事情があるものとして市長が認める場合は、この限りではない。

- (1) 第2条第2号に該当する補助対象者の交付の決定を受けた補助対象物件が、補助金の交付を受けた日から起算して1年以内に、利用者等の転居等で再び空き家となったとき。
- (2) 第2条第3号に該当する補助対象者が、補助金の交付を受けた日から起算して1年以内に、交付の決定を受けた補助対象物件から転居したとき。
- (3) 虚偽その他不正の行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月3日から施行し、令和6年4月1日以降に賃貸契約又は売買契約が締結された空き家バンクに登録している空き家等に適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。